

新規上場銘柄概要

※10月13日付で、同社による同日付の配当年率の決定に伴う変更等を行っており、その変更箇所は、下線を付して表示しております。

<上場有価証券の概要>

発 行 者	ソフトバンク株式会社
銘 柄 名	ソフトバンク株式会社第1回社債型種類株式（以下「第1回社債型種類株式」という。）
（ 英 訳 名 ）	Series 1 Bond-Type Class Shares of SoftBank Corp.
コ ー ド	9434-5（新証券コード（ISIN）JP3732000108）
銘 柄 略 称	ソフトバンクー優
有 価 証 券 の 種 類	非参加型優先株
上 場 予 定 日	2023年11月2日
市 場 区 分	プライム市場
優 先 配 当 金	3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に、配当年率（10%を上限）を乗じて算出した額の金銭を支払う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度に第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額。 （別紙参照）
配 当 年 率	(i) 2023年3月31日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合 年 <u>2.500%（※）</u> (ii) 2023年4月1日以降に終了する各事業年度に基準日が属する場合 各基準日が属する事業年度につき、その直前事業年度の末日の2営業日前の日における1年国債金利に <u>3.182%</u> を加えた率 <u>※2024年3月31日を基準日とする第1回社債型種類株式優先配当金の額は、41.53円（1年を366日とする日割計算）</u> （別紙参照）
累 積 条 項	有する。（別紙参照）
非 参 加 条 項	第1回社債型種類株主等に対しては、第1回社債型種類株式優先配当金の額及び第1回社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。
優 先 期 中 配 当 金	3月31日以外の日を基準日として剰余金の配当を行うときは、第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式優先配当金の額の2分の1の額の金銭を支払う。 （別紙参照）
剰 余 財 産 の 分 配	別紙参照
優 先 順 位	別紙参照
議 決 権	有しない。（別紙参照）
転 換 権	有しない。
種 類 株 主 総 会 の 決 議	別紙参照

会社による金銭対価
の取得条項

下記 (a) 又は (b) のいずれかに該当する事由が生じ、かつ取締役会の決議により別に定める取得日が到来した場合、第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、第1回社債型種類株式を取得するのと引換えに、第1回社債型種類株式1株につき、基準価額相当額の金銭を交付する。

(a) 払込期日(同日を含む。)から5年を経過した日が到来した場合(2028年11月1日以降)

(b) 資本性変更事由が生じ、かつ継続している場合(別紙参照)

株式の併合又は分割等
自己の第1回社債型種類
株式の取得に際しての売
主追加請求権の排除
上場株式数
1単元の株式数

別紙参照

別紙参照

30,000,000株

100株

<非参加型優先株の発行要領>

公募の内容 30,000,000株

発行価格 4,000円

配当年率の決定方法 ブックビルディング方式と同様の方式

仮条件決定日 2023年9月25日

需要把握期間 2023年10月2日から2023年10月13日まで

配当年率の決定日 2023年10月13日

(条件決定日)

申込期間 2023年10月16日から2023年10月31日まで

払込期日 2023年11月1日

受渡期日 2023年11月2日

元引受取引参加者等 野村証券(株)、みずほ証券(株)、大和証券(株)

<非参加型優先株の株式事務の概要>

配当基準日 3月31日

期中配当基準日 9月30日

株主名簿管理人 みずほ信託銀行(株)

(注1) 日本取引所自主規制法人の審査結果に基づき、新規上場を承認しております。

(注2) 本銘柄の詳細は、新規上場銘柄概要別紙のほか、当取引所のホームページ(<https://www.jpx.co.jp/equities/products/preferred-stocks/issues/>)に掲載しております。「新規上場申請のための有価証券報告書」等をご覧ください。

(注3) 本銘柄については、初値決定日までの売買において成行売呼値及び成行買呼値を禁止します。

(ソフトバンク株式会社第1回社債型種類株式の内容詳細)

イ 優先配当金	<p>同社は、3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回社債型種類株式を有する株主（以下「第1回社債型種類株主」といいます。）又は第1回社債型種類株式の登録株式質権者（以下第1回社債型種類株主とあわせて「第1回社債型種類株主等」と総称します。）に対し、同社普通株式（以下「普通株式」といいます。）を有する株主（以下「普通株主」といいます。）及び普通株式の登録株式質権者（以下普通株主とあわせて「普通株主等」と総称します。）に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に、下記「配当率」欄に記載する配当率（10%を上限とします。以下「配当率」といいます。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとします。また、2024年3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、払込期日（同日を含みます。）から2024年3月31日（同日を含みます。）までの期間の日数につき、1年を366日として日割計算を行い、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとします。）（以下「第1回社債型種類株式優先配当金」といいます。）を支払います。但し、当該配当の基準日の属する事業年度に第1回社債型種類株式優先期中配当金（下記に定義します。）を支払ったときは、その合計額を控除した額とします。</p>
配当率	<p>(i)2029年3月31日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合 年 <u>2.500%</u>とします。</p> <p>(ii)2029年4月1日以降に終了する各事業年度に基準日が属する場合 各基準日が属する事業年度につき、その直前事業年度の末日の2営業日（以下に定義します。）前の日（以下「年率基準日」といいます。）における1年国債金利（以下に定義します。）に <u>3.182%</u>を加えた率とします。</p> <p>同社はその本店において、2029年4月1日以降に終了する各事業年度の開始日から5営業日以内（当該事業年度の開始日を含みます。）に、上記(ii)により決定された配当率を、その営業時間中、一般の閲覧に供します。</p> <p>「営業日」とは、銀行法により、日本において銀行の休日と定められたか、又は休日とすることが認められた日以外の日をいいます。</p> <p>「1年国債金利」とは、年率基準日のレートとして年率決定日（以下に定義します。）の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページ（財務省ウェブサイト内「国債金利情報」のページにおける「金利情報」 (https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcm.csv)（その承継ファイル及び承継ページを含みます。）又は当該「国債金利情報」ページ（その承継ファイル及び承継ページを含みます。）からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページ若しくはダウンロードできるファイルをいいます。）に表示される1年国債金利をいいます。</p> <p>ある事業年度に係る年率決定日の東京時間午前10時に、年率基準日のレートとしての1年国債金利が国債金利情報ページに表示されない場合、又は国債金利情報ページが利用不可能な場合、同社は年率決定日に参照国債ディーラー（同社が国債市場特別参加者（財務省が指定する国債市場特別参加者をいいます。）又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から選定する最大5者をいいます。）に対し、年率基準日の東京時間午後3時現在のレートとして提示可能であった参照1年国債（以下に定義します。）の売買気配の仲値の半年複利利回り（以下「提示レート」といいます。）の提示を求めるものとします。</p> <p>同社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが4者以上である場合、当該事業年度に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除いた残りの提示レートの平均値（算術平均値を算出した上、小数第4位を四捨五入します。）</p>

	<p>とします。</p> <p>同社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者又は3者である場合、当該事業年度に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの平均値（算術平均値を算出した上、小数第4位を四捨五入します。）とします。</p> <p>同社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者に満たない場合、当該年率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページに表示済みの最新の1年国債金利（但し、当該年率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページが利用不可能な場合は、当該年率決定日の直前に国債金利情報ページに表示されていた1年国債金利）を当該事業年度に適用される1年国債金利とします。</p> <p>「年率決定日」とは、各年率基準日の翌営業日をいいます。</p> <p>「参照1年国債」とは、ある事業年度につき、参照国債ディーラーから同社が選定する金融機関が選定する固定利付国債で、当該事業年度の最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として1年満期の円建て社債の条件決定において参照されることが合理的に想定されるものをいいます。</p>
累積条項	<p>ある事業年度に属する日を基準日として、第1回社債型種類株主等に対して行う第1回社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る第1回社債型種類株式優先配当金の額に達しないとき（以下当該事業年度を「不足事業年度」といいます。）は、その不足額について、単利計算により翌事業年度以降に累積します（以下累積した不足額を「第1回社債型種類株式累積未払配当金」といいます。）。この場合の単利計算は、不足事業年度毎に、当該不足事業年度の翌事業年度の初日（同日を含みます。）から第1回社債型種類株式累積未払配当金が第1回社債型種類株主等に対して支払われる日（同日を含みます。また、下記ハ(1)に記載する残余財産の分配を行う場合、分配日をいいます。）までの間について、当該不足事業年度に係る不足額に対して、当該不足事業年度に対応する上記「配当年率」欄(i)又は(ii)に掲げる年率で1年を365日（当該不足事業年度がうるう年の2月29日を含む場合は366日）として行う日割計算により算出した金額を加算して行います（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとします。）。第1回社債型種類株式累積未払配当金については、上記「優先配当金」欄又は下記ロに記載する剰余金の配当に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき第1回社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、第1回社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行います。</p>
非参加条項	<p>第1回社債型種類株主等に対しては、第1回社債型種類株式優先配当金の額及び第1回社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行いません。</p>
ロ 優先期中配当金	<p>同社は、3月31日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」といいます。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式優先配当金の額の2分の1の額の金銭（以下「第1回社債型種類株式優先期中配当金」といいます。）を支払います。但し、2024年3月31日に終了する事業年度においては期中配当基準日を基準日とした剰余金の配当を行わないものとし、ある事業年度に期中配当基準日が属する第1回社債型種類株式優先期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとします。</p>
ハ 残余財産の分配	<p>(1)残余財産分配金</p> <p>同社は、残余財産を分配するときは、第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に、残余財産の分配が行われる日（以</p>

	<p>下「分配日」といいます。)における第1回社債型種類株式累積未払配当金の額及び経過配当金相当額(以下に定義します。)の合計額を加えた額(以下「基準価額」といいます。)の金銭を支払います。</p> <p>「経過配当金相当額」とは、分配日の属する事業年度の初日(2024年3月31日に終了する事業年度については、払込期日)(同日を含みます。)から分配日(同日を含みます。)までの期間の日数に当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を乗じた金額を365(当該分配日の属する事業年度がうるう年の2月29日を含む場合は366とします。但し、2024年3月31日に終了する事業年度については、払込期日(同日を含みます。)から2024年3月31日(同日を含みます。)までの期間の日数)で除して得られる額をいいます(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとします。)。但し、分配日の属する事業年度において第1回社債型種類株主等に対して第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払うときは、その額(分配日が毎年10月1日から第1回社債型種類株式優先期中配当金に関する取締役会決議日の前日までの場合は、当該配当金の予想額として同社が9月30日時点で公表済みの額)を控除した額とします。</p> <p>(2)非参加条項</p> <p>第1回社債型種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配を行いません。</p>
ニ 優先順位	同社の社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とします。
ホ 議決権	第1回社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができません。
ヘ 種類株主総会の決議	<p>(1)種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行います。</p> <p>(2)会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。</p> <p>(3)同社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。</p> <p>(4)同社の種類株主総会は、場所の定めのない種類株主総会とすることができます。</p> <p>(5)同社が以下に掲げる行為をする場合において、第1回社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、同社の株主総会決議又は取締役会決議に加え、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じません。但し、当該種類株主総会において議決権を行使することができる第1回社債型種類株主が存しない場合は、この限りではありません。</p> <p>a. 同社が消滅会社となる合併又は同社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(同社の単独による株式移転を除きます。)</p> <p>b. 同社の特別支配株主による同社の他の株主に対する株式売渡請求に係る同社の取締役会による承認</p>
ト 会社による金銭対価の取得条項	<p>(1)金銭対価の取得条項</p> <p>同社は、下記(a)又は(b)のいずれかに該当する事由が生じ、かつ取締役会の決議により別に定める取得日が到来した場合は、第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得することができます。この場合、同社は、第1回社債型種類株式を取得するのと引換えに、第1回社債型種類株主に対し、第1回社債型種類株式1株につき、基準価額相当額の金銭を交付します。なお、本トにおいて基準価額を算出する場合は、上記ヘに記載する経過配当金相当額の計算における「分配日」を「当該取得に基づく振替の申請に</p>

より同社の振替先口座における保有欄に取得に係る第1回社債型種類株式の数の増加の記載若しくは記録がなされた日又は当該取得に基づく全部抹消の通知により第1回社債型種類株式についての記載若しくは記録の抹消がされた日」と適宜読み替えて、第1回社債型種類株式累積未払配当金の額及び経過配当金相当額を計算します。また、取得日の属する事業年度の6月30日の終了時点において、当該事業年度の直前の事業年度における第1回社債型種類株式累積未払配当金が発生している場合には、当該基準価額に当該累積未払配当金の額が含まれるものとみなします。第1回社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、第1回社債型種類株主から取得すべき第1回社債型種類株式を決定します。

(a) 払込期日（同日を含みます。）から5年を経過した日が到来した場合（2028年11月1日以降）

(b) 資本性変更事由（以下に定義します。）が生じ、かつ継続している場合

「資本性変更事由」とは、信用格付業者（株式会社格付投資情報センター及び株式会社日本格付研究所をいいます。）のうち1社以上より、各信用格付業者における第1回社債型種類株式発行後の資本性評価基準の変更に従い、第1回社債型種類株式について、当該信用格付業者が認める当該第1回社債型種類株式の発行時点において想定された資本性より低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされたか、又は当該旨の書面による通知が同社に対してなされたことをいいます。

(2) 借換制限

同社は、同社が本トに記載する金銭対価の取得又は特定の第1回社債型種類株主との合意若しくは会社法第165条第1項に規定する市場取引等による第1回社債型種類株式の取得（以下本トに記載する金銭対価の取得とあわせて「金銭対価取得」といいます。）を行う場合は、金銭対価取得を行う日以前12か月間に、借換必要金額（以下に定義します。）につき、借換証券（以下に定義します。）を発行若しくは処分又は借入れ（以下「発行等」といいます。）することにより資金を調達していない限り、当該金銭対価取得を行いません。

なお、払込期日（同日を含みます。）から5年を経過した日（2028年11月1日）以降、金銭対価取得を行う場合において、調整後ネットレバレッジ・レシオ（以下に定義します。）が2023年6月末時点の数値以下の場合には、借換必要金額の算出にあたり、調整後連結自己資本金額（以下に定義します。）から2兆818億円を控除した金額（かかる金額がゼロを下回る場合はゼロとし、当該金銭対価取得に係る第1回社債型種類株式の払込金額の総額相当額を上限とします。）に50パーセントを乗じた金額を金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の資本性評価相当額（以下に定義します。）から控除することができます。

「借換必要金額」とは、借換証券が普通株式の場合には、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の資本性評価相当額をいい、借換証券が普通株式以外の場合には、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の資本性評価相当額を、当該借換証券について各信用格付業者から承認を得た資本性（パーセント表示されます。）で除して算出される金額（信用格付業者毎に承認された資本性が異なる場合には、そのうちの大きい方の金額）をいうものとし、普通株式と普通株式以外の借換証券を併せた発行等を行う場合は、それぞれの算式を準用します。

「借換証券」とは、以下のa.ないしc.の証券又は債務をいいます。但し、(i)以下のa.ないしc.のいずれの場合においても、借換証券である旨を同社が公表している場合に限り、(ii)以下のa.又はb.の場合においては、同社の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第3号に定める子会社及び同条第7号に定める関連会社以外の者に対して発行等さ

	<p>れるもの限り、(iii)以下のb.又はc.の場合においては、第1回社債型種類株式の払込期日における第1回社債型種類株式と同等以上の同社における資本性を有するものと各信用格付業者から承認を得たものに限ります。</p> <p>a. 普通株式 b. 上記a.以外のその他の種類の株式 c. 上記a.又はb.以外の同社のその他一切の証券及び債務</p> <p>「調整後ネットレバレッジ・レシオ」とは、金銭対価取得を行う時点で同社より公表されている調整後純有利子負債（以下に定義します。）を調整後EBITDA（以下に定義します。）で除した値をいいます。</p> <p>「調整後連結自己資本金額」とは、直近連結会計年度末又は四半期連結会計期間末時点における親会社の所有者に帰属する持分合計からハイブリッド資本（以下に定義します。）を控除した金額をいいます。</p> <p>「資本性評価相当額」とは、第1回社債型種類株式の発行価格の総額相当額に50パーセントを乗じた金額をいいます。</p> <p>「調整後純有利子負債」とは、直近連結会計年度末又は四半期連結会計期間末時点における有利子負債にハイブリッド資本を加算し、現金及び現金同等物、債権流動化現金準備金並びにその他の調整項目を調整した金額をいいます。</p> <p>「調整後EBITDA」とは、直近連結会計期間又は四半期連結累計期間における営業利益に減価償却費及び償却費（固定資産除去損を含みます。）並びに株式報酬費用を加算し、その他の調整項目を調整した金額をいいます。</p> <p>「ハイブリッド資本」とは、同社が発行して各信用格付業者から資本性の承認を得た社債型種類株式、永久劣後債又は永久劣後ローンのうち、直近連結会計年度末又は四半期連結会計期間末時点において残存する金額の合計をいいます。</p> <p>(3) 取得の方法</p> <p>同社は、本トに記載する取得を行う場合にあっては、取得日の2週間前の日の前日（当該日が営業日でない場合には、その直前の営業日）までに、第1回社債型種類株主に対して、取得日を通知するか、又は公告しなければなりません。</p>
<p>チ 株式の併合又は分割等</p>	<p>(1) 同社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株式について株式の併合又は分割を行いません。</p> <p>(2) 同社は、第1回社債型種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行いません。</p> <p>(3) 同社は、第1回社債型種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えません。</p> <p>(4) 同社は、株式移転（同社の単独による株式移転に限ります。）をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する同社の普通株式と同種の株式を、第1回社債型種類株主等には第1回社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する同社の第1回社債型種類株式と同種の株式（以下「株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式」といいます。）を、それぞれ同一の持分割合で交付します。但し、株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式に係る当該株式移転の効力発生日が属する事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当については、株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式1株につき、(a)株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に配当年率を乗じて算出した額（但し、同社が当該株式移転の効力発生日が属する事業年度に属する日を基準日として第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払った場合における当該支払合計額の控除その他の必要な調整を行うものとし）及び(b)当該株式移転の効力発生日の前日における第1回社債型種類株式累積未払配当金の額を株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に応じて調整した額の合計額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとし</p>

	ます。) とします。
リ 自己の第1回社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除	同社が株主総会の決議によって特定の第1回社債型種類株主との合意により当該第1回社債型種類株主の有する第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該第1回社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとします。